

「フルハーネス型墜落制止用器具を用いて行う
作業に係る業務」特別教育開催のご案内

平成31年2月より標記「特別教育」を始めましたのでご案内申し上げます。

1. 講習日程：

- ① 2月25日（月）
- ② 3月5日（火）
- ③ 3月15日（金）
- ④ 3月20日（水）

2. 講習時間：6時間（学科：4.5時間、実技：1.5時間）

3. 講習会場：高松会場

4. 定員：各20名

5. 受講料：11,400円（教本代含む）※消費税込み

*フルハーネスは弊社で準備します。（お持ちの方は持参下さい）



（厚生労働省「墜落制止用器具の安全な使用のためのガイドライン」より）

労働安全衛生規則第36条の改訂で、平成31年2月1日より高さが2m以上の箇所であって作業床を設けることが困難なところにおいて、墜落制止用器具のうちフルハーネス型のものを用いて行う作業に係る業務に労働者を就かせるときは「特別教育」が義務付けられます。

☆定期開催以外に出張講習も賜りますので弊社までご相談下さい。